

事 務 連 絡
令和 6 年 7 月 23 日

各都道府県衛生主管部(局) 御中

厚生労働省医政局医事課
医師等医療従事者働き方改革推進室

「医師の働き方改革に関するQ & A」等について（周知依頼）

医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 6 年 4 月 1 日施行の医師の働き方改革に関する医療法改正について、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」の一部の施行等について（医師の働き方改革関係）」（令和 6 年 4 月 1 日付け医政発 0401 第 12 号）により改正法等の内容について通知し、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」の一部の施行等（医師の働き方改革関係）における運用上の留意事項について」（令和 6 年 4 月 1 日付け事務連絡）により、その法等の運用上の留意事項についてお示ししたところです。その後寄せられた疑義照会等を踏まえて、この度、別添 1 のとおり「医師の働き方改革に関する Q & A」を作成しましたので、お示しいたします。

また、特定対象医師における勤務間インターバル及び代償休息の基本的な考え方について別添 2 のとおり、医師の働き方改革に係る通知等について別添 3 のとおり整理しておりますので、参考としていただき、十分ご了知の上、医療機関における改正医療法等の施行や勤務環境改善の取組推進のため、管内の医療機関への周知を御願いたします。

いきいき働く医療機関サポート Web にも掲載しておりますのでご参考ください。

<医師の働き方改革に関する Q & A 公開リンク>

いきいき働く医療機関サポート Web 「役に立つ情報」ページ

<https://iryou-kinmukankyous.mhlw.go.jp/information/Info02>

(照会先) 厚生労働省医政局医事課
医師等医療従事者働き方改革推進室
TEL 03-5253-1111 (内線 4416)
瀬部

医師の働き方改革に関する Q & A

厚生労働省医政局医事課

【1 労働時間管理について】	3
1-1 医療法上、管理者は、医師の労働時間の状況について、タイムカードによる記録、パーソナルコンピュータ等の電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法により把握することとなっていることを踏まえると、労働時間管理を医師の自己申告に基づいて行うことは不適切となるのか。	3
1-2 複数の医療機関に勤務する医師について、労働時間の把握はどのようにしたら良いか。	3
【2 医療法に基づく面接指導について】	4
2-1 令和6年1月1日から対象期間を1年間とする36協定を締結したが、この対象期間において、面接指導や勤務間インターバルはどうか。	4
【3 医療法に基づく勤務間インターバル・代償休息について】	4
3-1 24時間以内に9時間以上の勤務間インターバルが確保できる勤務シフトを組んでいるが、連続した9時間の休息を確保した後、次の予定された始業までの間に急遽呼び出しの業務が発生(1時間)した場合、この1時間分の代償休息は必要か。	4
3-2 副業・兼業先への移動時間は、勤務間インターバルに含まれるのか。移動手段によって十分な休息時間がとれるか否かに違いはあるのではないか。	4
3-3 オンコール待機時間を勤務間インターバルとして取り扱うことはできるのか。また、当該時間を代償休息の時間として充てることはできるのか。	5
3-4 宿日直許可のない宿日直に加え、宿日直許可のある宿日直にも従事させる場合、「業務の開始から46時間以内に18時間の連続した休息時間」を適用することはできるのか。	6
3-5 特定対象医師(連携B・B・C-1・C-2水準医師)は、勤務間インターバルの確保が義務となるが、仮に当該医師において、副業・兼業先の労働時間も含め時間外・休日労働があまり発生しなかったため、結果として年の時間外・休日労働が960時間未満(A水準内)に収まりそうな業務となった場合であっても、勤務間インターバルは引き続き義務のままなのか。	6
3-6 宿日直許可のある宿日直の時間を代償休息に充てることは可能か。	7
【4 その他】	7
4-1 医師労働時間短縮計画の作成の対象に管理監督者は含まれるのか。	7

【1 労働時間管理について】

問1-1 医療法上、管理者は、医師の労働時間の状況について、タイムカードによる記録、パーソナルコンピュータ等の電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法により把握することとなっていることを踏まえ、労働時間管理を医師の自己申告に基づいて行うことは不適切となるのか。

(答) 労働時間を適正に把握するためには、労働日ごとの始業・終業の時刻を確認し、記録することが必要であり、始業・終業時刻の確認及び記録は、原則として、タイムカードによる記録、パーソナルコンピュータ等の電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法によることとされている。

なお、やむを得ない場合には、自己申告によって当該確認・記録を行うこともできるが、そうした場合には、自己申告により把握した労働時間が実際の労働時間と合致しているか否かについて、必要に応じて実態調査を実施し、所要の補正を行う等の措置を講じる必要がある。

詳細については、厚生労働省「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を確認すること。

<労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/roudouzikan/070614-2.html

問1-2 複数の医療機関に勤務する医師について、労働時間の把握はどのようにしたら良いか。

(答) 自院で雇用する医師が副業・兼業を行っていることを把握している場合、医師本人の自己申告等により、副業・兼業先の労働時間を把握し、把握した副業・兼業先の労働時間と自院での労働時間を通算して、労働時間を管理する必要がある。このため、副業・兼業先の勤務予定や労働時間を把握するための仕組み作りが重要となる。

なお、副業・兼業の際の労働時間の通算の考え方等は厚生労働省「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を確認すること。

<副業・兼業の促進に関するガイドライン>

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192188.html>

【2 医療法に基づく面接指導について】

問2-1 令和6年1月1日から対象期間を1年間とする36協定を締結したが、この対象期間において、面接指導や勤務間インターバルはどうか。

(答) 令和6年4月1日から医療法における追加的健康確保措置に関する規定は適用されている。

すなわち、36協定の起算日にかかわらず、病院又は診療所に勤務し、医療を受ける者に対する診療を直接の目的とする業務を行う医師について、令和6年4月1日以降、

- ・ 時間外・休日労働時間が1箇月に100時間以上となることが見込まれる場合には、管理者は医療法の面接指導を行わなければならない。
- ・ 時間外労働時間が年720時間又は月45時間を超える月数が1年について6か月を超えることが見込まれる場合には、勤務間インターバル及び代償休息を確保するよう努めなければならない。

【3 医療法に基づく勤務間インターバル・代償休息について】

問3-1 24時間以内に9時間以上の勤務間インターバルが確保できる勤務シフトを組んでいるが、連続した9時間の休息を確保した後、次の予定された始業までの間に急遽呼び出しの業務が発生（1時間）した場合、この1時間分の代償休息は必要か。

(答) 9時間の連続した休息時間を超える分の時間について業務が発生したとしても、代償休息付与の義務は生じない。

問3-2 副業・兼業先への移動時間は、勤務間インターバルに含まれるのか。移動手段によって十分な休息時間がとれるか否かに違いはあるのではないか。

(答) 副業・兼業先との間の往復の移動時間は、各職場に向かう通勤時間であり、通常は使用者の指揮命令下になく、労働時間に該当しないものと考えられるため、勤務間インターバルに含めることができる。

ただし、遠距離の自動車の運転等で休息がとれないことも想定されることから、別に休息の時間が確保できるよう、十分な勤務間インターバルを確保するなどの配慮が必要である。

問3-3 オンコール待機時間を勤務間インターバルとして取り扱うことはできるのか。また、当該時間を代償休息の時間として充てることはできるのか。

(答) オンコール待機時間が労働時間に該当するか否かは、オンコール待機中に求められる義務態様が、医療機関ごと、診療科ごとに様々であることから、

- ・ 呼び出しの頻度がどの程度か、
- ・ 呼び出された場合にどの程度迅速に病院に到着することが義務付けられているか、
- ・ 呼び出しに備えてオンコール待機中の活動がどの程度制限されているか

等を踏まえ、オンコール待機時間全体について、労働から離れることが保障されているかどうかによって、個別具体的に判断されることに留意すること。

そのうえで、オンコール待機時間が労働時間に該当しない場合は、当該時間を勤務間インターバルや代償休息を確保する時間として充てることができる。

なお、代償休息については、疲労回復に効果的な休息の確保の観点から、オンコールからの解放等、業務から切り離された状況において確保されることを想定している。そのため、オンコール待機時間を代償休息の時間に充てることについては、当該観点に十分留意するとともに、勤務医の理解促進のため、各病院又は診療所において十分に周知することが適当であること。

問3-4 宿日直許可のない宿日直に加え、宿日直許可のある宿日直にも従事させる場合、「業務の開始から46時間以内に18時間の連続した休息时间」を適用することはできるのか。

(答) 「業務の開始から46時間以内に18時間の連続した休息时间」のルールは、宿日直許可のない宿日直に従事させる場合であって、「業務の開始から24時間以内に9時間の連続した休息时间」を確保することとしないときに適用することができる。

そのため、宿日直許可のない宿日直に従事させる場合は、これとは別に勤務時間の一部に9時間未満の宿日直許可のある宿日直に従事させることがあっても、「業務の開始から24時間以内に9時間の連続した休息时间」を確保することとしない場合においては、「業務の開始から46時間以内に18時間の連続した休息时间」を適用することが可能である。

問3-5 特定対象医師（連携B・B・C-1・C-2水準医師）は、勤務間インターバルの確保が義務となるが、仮に当該医師において、副業・兼業先の労働時間も含め時間外・休日労働があまり発生しなかったため、結果として年の時間外・休日労働が960時間未満（A水準内）に収まりそうな業務となった場合であっても、勤務間インターバルは引き続き義務のままなのか。

(答) 特定対象医師は各病院または診療所において36協定の締結に合わせて名簿を作成するなどによりその該当者を特定することとしており、結果的にA水準相当の時間外・休日労働となる（なった）か否かにかかわらず、特例水準の医師として特定されている場合には、引き続き勤務間インターバル及び代償休息の確保を義務として行う必要がある。

なお、36協定締結当初、特例水準の指定に関する業務に従事しており、年960時間を超える時間外・休日労働が見込まれることから、BC水準の特定医師としていた医師について、当該医師に適用する水準を対象期間の途中でA水準に変更することは可能であるが、その変更の際には、妊娠や長期間の病気療養など、年960時間を超える時間外・休日労働を行う必要がなくなったことが客観的に明らかであるといえる事由がある場合に限るようにする必要がある。

※厚生労働省労働基準局「医師の時間外労働の上限規制に関するQ & A」

(令和6年2月26日再追補版) 番号2

<https://www.mhlw.go.jp/content/001232870.pdf>

問3-6 宿日直許可のある宿日直の時間を代償休息に充てることは可能か。

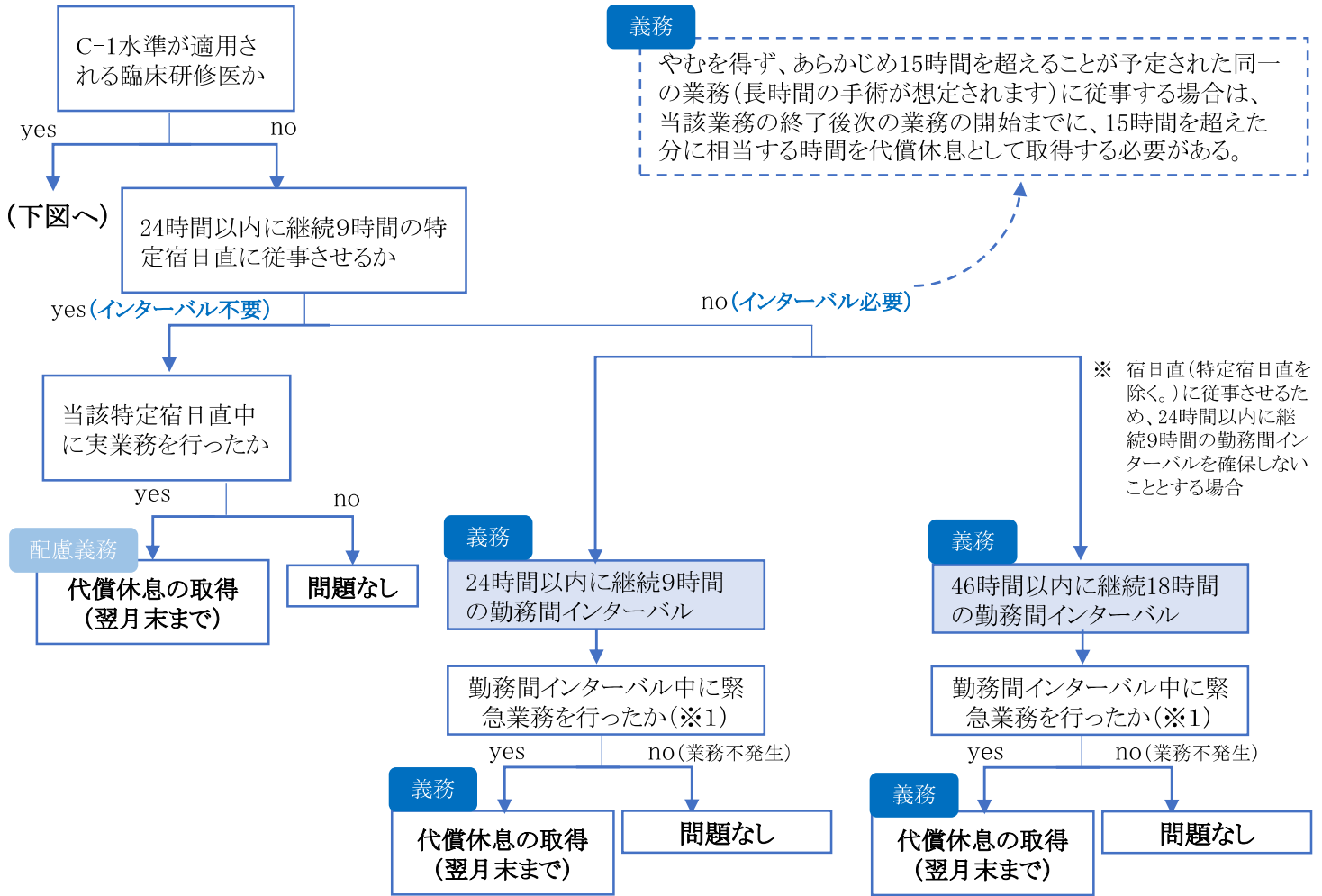
(答) 宿日直許可の効果は、労働基準法上の労働時間等に関する規定の適用を除外するものであって、同許可のある宿日直の時間を労働時間ではないとするものではないため、宿日直許可のある宿日直の時間を代償休息に充てることはできない。

【4 その他】

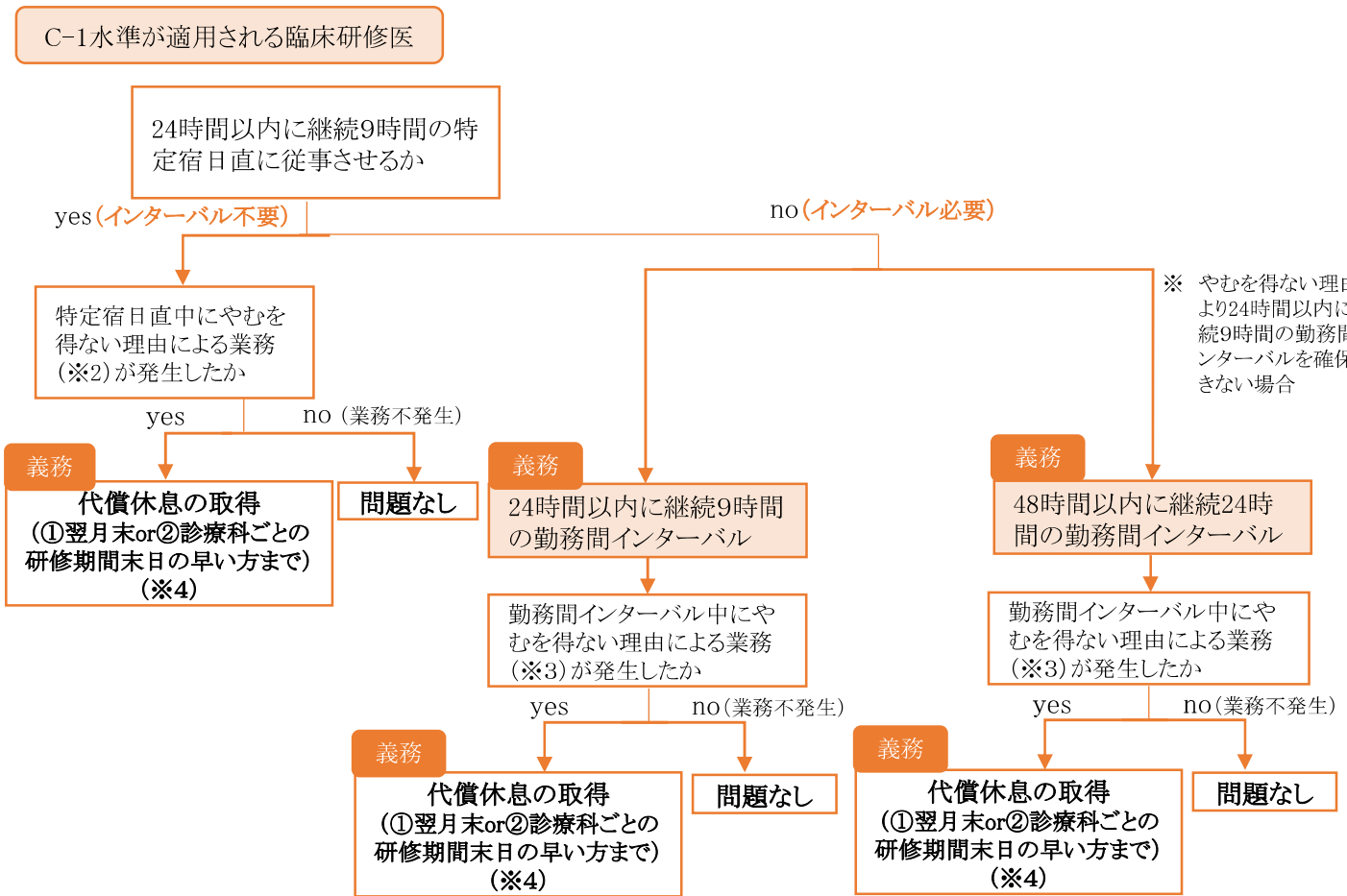
問4-1 医師労働時間短縮計画の作成の対象に管理監督者は含まれるのか。

(答) 労働基準法第41条第2号に該当する者（管理監督者）については、短縮計画の対象とすることまでは求めているが、医療機関全体の勤務環境の改善に向けた取組を進める観点からは、管理監督者を含めた同計画の策定も考えられる。

図. 特定対象医師における勤務間インターバル及び代償休息の基本的な考え方



※1 勤務間インターバル中は、緊急業務(救急患者の診療又は入院、患者の死亡、出産等の外来患者及び入院患者に関する緊急の業務が想定される)以外の業務に従事させてはならない。



※2 ここで言う「やむを得ない理由」による業務とは、「臨床研修の機会を確保するために、外来患者及び入院患者に関する緊急の業務(臨床研修を適切に修了するために必要な業務に限る)が発生した場合に速やかに当該業務に従事できるよう特定臨床研修医を特定宿日直勤務に従事させる場合であって、特定宿日直勤務中に当該業務が発生したこと」をいう。

※3 ここで言う「やむを得ない理由」による業務とは、「臨床研修の機会を確保するために、外来患者及び入院患者に関する緊急の業務(臨床研修を適切に修了するために必要な業務に限る)が発生した場合に速やかに当該業務に従事できるよう勤務間インターバル中に特定臨床研修医を待機させる場合であって、勤務間インターバル中に当該業務が発生したこと」をいう。なお、やむを得ない理由による業務以外に勤務間インターバル中に業務に従事させてはならない。

※4 ①が②の前において、やむを得ない理由により、①までの間に代償休息を確保することが困難な場合には、②までの間にできるだけ早期に代償休息を取得しなければならない。

関係資料等について

○ 医療法関係

- ・ [「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」の公布について（通知）（令和3年5月28日付け医政発0528第1号厚生労働省医政局長通知）](#)
[改正医療法等の公布 等]
URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001256560.pdf>
- ・ [「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」等の公布について（通知）（令和4年1月19日付け医政発0119第9号厚生労働省医政局長通知）](#)
[医療法施行規則の公布、医師の労働時間短縮等に関する指針の公布 等]
URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001257041.pdf>
- ・ [「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」の一部の施行等について（令和4年4月1日付け医政発0401第31号厚生労働省医政局長通知）](#)
[令和4年4月1日付け医療法及び医療法施行規則の施行内容について]
URL（掲載 HP） : <https://iryoku-kinmukankyou.mhlw.go.jp/information/Info02>
- ・ [「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」の一部の施行等について（医師の働き方改革関係）（令和6年4月1日付け医政発0401第12号厚生労働省医政局長通知）](#)
[令和6年4月1日付け医療法及び医療法施行規則の施行内容について]
URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001256566.pdf>
- ・ [「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」の一部の施行等（医師の働き方改革関係）における運用上の留意事項について（令和6年4月1日付け厚生労働省医政局医事課医師等医療従事者働き方改革推進室事務連絡）](#)
[令和6年4月1日付け医療法及び医療法施行規則の施行内容及び留意事項について]
URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001256571.pdf>
- ・ [医師の働き方改革に関するQ&A（令和6年7月23日付け厚生労働省医政局医事課医師等医療従事者働き方改革推進室事務連絡 別添1）](#)
URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001277635.pdf>

<参考>

- ・ [「医師の働き方改革 2024 年 4 月までの手続きガイド」
\(令和 5 年 4 月 28 日付け厚生労働省医政局医事課医師等医療従事者働き方改革
推進室事務連絡により周知\)](https://www.mhlw.go.jp/content/001115352.pdf)
URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/001115352.pdf>

<HP等>

- ・ [「医師の働き方改革」\(厚生労働省HP\)](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/ishi-hatarakikata_34355.html)
URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/ishi-hatarakikata_34355.html
- ・ [「いきいき働く医療機関サポート Web \(いきサポ\)」\(厚生労働省HP\)](https://iryou-kinmukankyou.mhlw.go.jp/)
URL : <https://iryou-kinmukankyou.mhlw.go.jp/>

○ 労働基準法関係

- ・ [労働基準法施行規則の一部を改正する省令等の公布等について \(令和 4 年 1 月 19 日付け基発 0119 第 9 号厚生労働省労働基準局長通知\)](https://iryou-kinmukankyou.mhlw.go.jp/information/Info02)
URL (掲載 HP) : <https://iryou-kinmukankyou.mhlw.go.jp/information/Info02>
- ・ [労働基準法施行規則の一部を改正する省令等の施行について \(令和 4 年 12 月 26 日付け基発 1226 第 7 号厚生労働省労働基準局長通知\)](https://iryou-kinmukankyou.mhlw.go.jp/information/Info02)
URL (掲載 HP) : <https://iryou-kinmukankyou.mhlw.go.jp/information/Info02>
- ・ [労働基準法施行規則及び労働時間等の設定の改善に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令等の施行等について \(裁量労働制等\) \(令和 5 年 8 月 2 日付け基発 0802 第 7 号厚生労働省労働基準局長通知\)](https://www.mhlw.go.jp/content/001130316.pdf)
URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/001130316.pdf>

○ 労働安全衛生法関係

- ・ [労働安全衛生規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の施行について \(令和 4 年 1 月 19 日付け基発 0119 第 2 号厚生労働省労働基準局長通知\)](https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000916402.pdf)
URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000916402.pdf>

○ 医師の労働時間短縮等に関する指針

※ 医療法 (第 105 条及び第 106 条)

- ・ [医師の労働時間短縮等に関する指針 \(令和 4 年厚生労働省告示第 7 号\)](https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001256572.pdf)
URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001256572.pdf>

○ 病院又は診療所の健康管理体制の整備に関する事項

- ※ 医療法（第 107 条）
- ※ 医療法施行規則（第 61 条）
- ※ 留意事項事務連絡（第 1）

< 関連資料 >

- ・ [労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン（平成 29 年 1 月 20 日 HP 公開）](#)

URL : <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudouki-junk-yoku/0000149439.pdf>

< 関連資料（上限規制） >

- ・ [医師の時間外労働の上限規制に関する Q & A（厚生労働省労働基準局労働条件政策課：令和 5 年 6 月 30 日公開）](#)

URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/001115350.pdf>

- ・ [医師の時間外労働の上限規制に関する Q & A（追補分）（厚生労働省労働基準局労働条件政策課：令和 6 年 2 月 26 日公開）](#)

URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/001232870.pdf>

- ・ [医師の時間外労働の上限規制の解説](#)

URL（掲載元 HP） : <https://iryou-kinmukankyou.mhlw.go.jp/information/explanation>

< 関連資料（副業・兼業） >

- ・ [副業・兼業の促進に関するガイドライン（令和 4 年 7 月改定）](#)

URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000962665.pdf>

- ・ [「副業・兼業の促進に関するガイドライン」 Q & A](#)

URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000964082.pdf>

- ・ [副業・兼業の場合における労働時間管理に係る労働基準法第 38 条第 1 項の解釈等について（令和 2 年 9 月 1 日付け基発 0901 第 3 号厚生労働省労働基準局長通知）](#)

URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000673995.pdf>

< 関連資料（宿日直許可） >

- ・ [医師、看護師等の宿日直許可基準について（令和元年 7 月 1 日付け基発 0701 第 8 号厚生労働省労働基準局長）](#)

URL（掲載 HP） : <https://iryou-kinmukankyou.mhlw.go.jp/information/Info02>

- ・ [医療機関の宿日直許可申請に関する FAQ](#)

URL（掲載 HP） : <https://iryou-kinmukankyou.mhlw.go.jp/information/Info02>

- ・ [医師等の宿日直許可基準及び医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方についての運用に当たっての留意事項について（令和元年7月1日付け基監発 0701 第1号、令和6年1月15日付け基監発 0115 第2号）](#)

URL（掲載 HP）：<https://iryou-kinmukankyau.mhlw.go.jp/information/Info02>

- ・ [宿日直許可申請に関する解説資料（参考事例）](#)

URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001128680.pdf>

- ・ [宿日直許可取得後の適切な労務管理のために](#)

URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/001237735.pdf>

<関連資料（研鑽）>

- ・ [医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方について（令和元年7月1日付け基監発 0701 第9号厚生労働省労働基準局長通知）](#)

URL（掲載 HP）：<https://iryou-kinmukankyau.mhlw.go.jp/information/Info02>

- ・ （再掲）[医師等の宿日直許可基準及び医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方についての運用に当たっての留意事項について（令和元年7月1日付け基監発 0701 第1号、令和6年1月15日付け基監発 0115 第2号）](#)

URL（掲載 HP）：<https://iryou-kinmukankyau.mhlw.go.jp/information/Info02>

- ・ [医師の研鑽の適切な理解のために](#)

URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/001237616.pdf>

○ 面接指導等に関する事項について

- ※ 医療法（第108条、第109条～第112条）
- ※ 医療法施行規則（第62条）
- ※ 留意事項事務連絡（第2）

- ・ [長時間労働の医師への健康確保措置に関するマニュアル（改訂版）（令和4年度厚生労働省 厚生労働行政推進調査事業費補助金 厚生労働科学特別研究事業「長時間労働医師への健康確保措置に関するマニュアルの改訂のための研究」研究班）](#)

URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001214392.pdf>

- ・ [長時間労働医師面接指導結果及び意見書（様式例）](#)

URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001214407.docx>

<HP等>

- ・ [「医師の働き方改革 面接指導実施医師養成ナビ」（令和4年11月30日公開）](#)

URL：<https://ishimensetsu.mhlw.go.jp/>

<関連資料>

- ・ [「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト（2023年改正版）」](#)
(令和5年4月4日付け基安労発0404第1号安全衛生部労働衛生課長通知により周知)
URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/001084302.pdf>
- ・ [「情報通信機器を労働安全衛生法第66条の8第1項、第66条の8の2第1項、第66条の8の4第1項及び第66条の10第3項の規定に基づく医師による面接指導の実施について」](#)(令和2年11月19日付け基発1119第2号厚生労働省労働基準局長通知)
URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/000536457.pdf>
- ・ [「情報通信機器を用いた産業医の職務の一部実施に関する留意事項等について」](#)
(令和3年3月31日付け基発0331第4号厚生労働省労働基準局長通知)
URL : https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tc5802&dataType=1&pageNo=1
- ・ [労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針（労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱い指針公示第2号）](#)
URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/000922318.pdf>

○ 休息時間等に関する事項について

- ※ 医療法（第110条～第112条、第123条～第126条、第129条）
- ※ 医療法施行規則（第73条～第79条、第110条～第119条）
- ※ 留意事項事務連絡（第3）

<関連資料>

- ・ [勤務間インターバルと代償休息の確保に関する取組のポイント等](#)
URL（掲載HP） : <https://iryou-kinmukankyous.mhlw.go.jp/information/explanation>

○ 特定労務管理対象機関の指定に関する事項について

- ※ 医療法（第113条～第121条、第129条）
 - ※ 医療法施行規則（第73条～第79条第110条-第119条）
 - ※ R4年施行通知（第2、第3）
 - ※ 留意事項事務連絡（第5）
- ・ [都道府県が行う特定労務管理対象機関の指定等に係る手順書（第2版）](#)
(令和6年3月11日付け厚生労働省医政局医事課医師等医療従事者働き方改革推進室事務連絡により周知)
URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001256564.pdf>

<HP等>

- ・ [医師の働き方改革C-2 審査・申請ナビ（令和4年9月：厚生労働省医政局医事課）](#)
URL：<https://c2-shinsasoshiki.mhlw.go.jp/>

○ 特定労務管理対象機関の労働時間短縮の取組に関する事項

- ※ 医療法（第122条）
- ※ 医療法施行規則（第109条）
- ※ 留意事項事務連絡（第4）

- ・ [医師労働時間短縮計画作成ガイドライン 第1版（令和4年4月：厚生労働省医政局医事課）](#)
URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001129072.pdf>

- ・ [医療機関の医師の労働時間短縮の取組の評価に関するガイドライン（評価項目評価基準）第1版（令和4年4月：厚生労働省医政局医事課）](#)
URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000919925.pdf>

- ・ [医療機関の医師の労働時間短縮の取組に関するガイドライン（評価項目と評価基準）解説集（令和4年10月：公益社団法人日本医師会 医療機関勤務環境評価センター）](#)
URL：https://drive.google.com/file/d/1pnKrdxUBQmtN_B6D4R1ESE20UqP_Iywh/view

- ・ [医療機関の医師の労働時間短縮の取組の評価に関するガイドライン（評価項目と評価基準）解説集要約版（令和5年5月：公益社団法人日本医師会 医療機関勤務環境評価センター）](#)
URL：https://drive.google.com/file/d/1uI_HHbgQEmZA4k0IwCzVXVeGzygvYsfq/view

<HP等>

- ・ [医療機関勤務環境評価センター](#)
URL：<https://sites.google.com/hyouka-center.med.or.jp/hyouka-center>

○ その他（医療勤務環境マネジメントシステム）

- ※ 医療法（第30の19条－第30の21条第1項）
- ・ [医療勤務環境改善マネジメントシステムに関する指針（厚生労働省告示第376号）](#)
URL（掲載HP）：<https://iryou-kinmukankyou.mhlw.go.jp/information/Info02>

- ・ [医療分野の「雇用の質」向上のための勤務環境改善マネジメントシステム導入の手引き（改訂版）（平成30年3月 医療分野の「雇用の質」向上マネジメントシステムに基づく医療機関の取組に対する支援の充実を図るための調査・研究委員会）](#)
URL（掲載HP）：<https://iryou-kinmukankyou.mhlw.go.jp/outline/download/>

- ・ [医師の「働き方改革」へ向けた 医療勤務環境改善マネジメントシステム導入の手引き（詳細説明版資料）（平成 31 年 3 月 医療勤務環境改善マネジメントシステムに基づく医療機関の取組に対する支援の充実を図るための調査・研究委員会）](#)
URL（掲載 HP）：<https://iryoku-kinmukankyou.mhlw.go.jp/outline/download/>

（医療勤務環境改善支援センター）※医療勤務環境マネジメントシステム含む

- ※ 医療法（第 30 の 21 条第 2 項～第 5 項、第 30 の 22 条）
- ※ 医療法施行規則（第 30 の 33 の 15 条）

- ・ [医療勤務環境改善支援センターの運営及び活動にあたっての手引き（令和 3 年 3 月厚生労働省医政局医事課医師等医療従事者働き方改革推進室公開）](#)
URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001256574.pdf>
- ・ [「医療従事者の勤務環境の改善等に関する事項の施行について」の一部改正について（令和 6 年 4 月 1 日付け医政医発 0401 第 1 号厚生労働省医政局医事課長通知）](#)
URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001256596.pdf>
- ・ [医療勤務環境改善支援に向けた年次活動計画の策定等について（依頼）（令和 6 年 4 月 3 日付け厚生労働省医政局医事課医師等働き方改革推進室事務連絡）](#)
URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001256578.pdf>
- ・ [「勤改センターの業務活動に関する自己チェックリスト」](#)
URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001256579.pdf>

（タスク・シフト／シェアに関する事項）

- ・ [現行制度の下で実施可能な範囲におけるタスク・シフト／シェアの推進について（令和 3 年 9 月 30 日付け医政発 0930 第 16 号厚生労働省医政局長通知）](#)
URL（掲載 HP）：<https://iryoku-kinmukankyou.mhlw.go.jp/information/Info02>
- ・ [保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する特定行為及び同項第 4 号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について（平成 27 年 3 月 17 日医政発 0317 第 1 号〔最終改正：令和 6 年 4 月 5 日〕）](#)
URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001241701.pdf>
- ・ [臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令等の公布について（令和 3 年 7 月 9 日医政発 0709 第 7 号）](#)
URL（掲載 HP）：<https://iryoku-kinmukankyou.mhlw.go.jp/information/Info02>

(36 協定に関する事項)

- [医師の働き方改革 2024 年 4 月までの手続きガイド](#)
[概要：P31-P32、記載例：P33-39、Q&A：P40]
URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/001115352.pdf>

<HP 等>

- [医師の働き方改革に伴う時間外・休日労働に関する協定届（36 協定）](#)
[概要、様式、記載例及び Q&A、届出先]
URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35595.html

(立入検査に関する事項)

- [医療法第 25 条第 1 項に基づく立入検査の実施上の留意事項について（面接指導の実施、勤務間インターバル及び代償休息の確保）（令和 6 年 3 月 15 日付け厚生労働省医政局医事課医師等医療従事者働き方改革推進室事務連絡）](#)
URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001256573.pdf>
- [医師の働き方改革にかかる立入検査に関する説明資料](#)
URL（掲載 HP）：<https://iryoku-kinmukankyoku.mhlw.go.jp/information/explanation>